

平成30年度 社会福祉協議会運営補助金

評価表 NO.

18

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課	担当者	古川					
事務事業名	社会福祉管理運営費							
根拠法令	社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱、社会福祉協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成30年度 予算額	142,616千円	国県支出金 0千円	一般財源 142,616千円	その他 0千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	自主事業の項目及び内容並びにその実施による成果等				平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費を除く）							
補助対象事業・活動の内容	社会福祉協議会の円滑な運営により地域福祉事業の充実が図られる事業							
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に100分の95を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内							
上記項目の積算方法	職員等の人件費、事務費の所要額から自主財源を差引いた額。							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	28,030,015	21.8%	36,185,369	24.5%	36,459,561	21.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	28,030,015	21.8%	36,185,369	24.5%	36,459,561	21.7%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	100,285,000	78.2%	111,780,000	75.5%	131,759,000	78.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	128,315,015	100.0%	147,965,369	100.0%	168,218,561	100.0%
		事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	122,027,810	95.1%	123,437,338	83.4%	137,083,874	81.5%
		その他事務費	6,287,205	4.9%	24,528,031	16.6%	31,134,687	18.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	128,315,015	100.0%	147,965,369	100.0%	168,218,561	100.0%
		支出計/前年度支出計				115.3%		113.7%
		自己資金/前年度自己資金				129.1%		100.8%
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%
	交付件数		1件		1件		1件	
	成果指標の推移①							
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「見直しの上で継続：縮小」 【前回評価への回答】事業の見直し等の協議を行った。 【事業のPR方法】「特になし」 【費用対効果】「特になし」 【補助事業以外の事業】「特になし」 【その他】高齢者や社会的弱者の救済など、当該団体の役割は大きく今後も補助を続けたい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域福祉事業を実施するための団体であり、その成果も十分に果たしている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	虚弱高齢者の生活支援や事業所の無い地域での各種サービスの提供を実施している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	福祉サービスの提供のため、その効果指標・成果は測りにくいが利用者のニーズには合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	事業の専門性・継続性からみて、適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	職員等の人件費が主な経費であり。自主財源の比率を高める必要がある。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	経営改善や資格者の採用等常に努力をしている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	各種福祉サービスを実施しており公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	現時点では、財源確保の手段がないので止むをえない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費の明細は明確である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 平成30年度より新たなルールに基づき交付することとしたので、現状のまま継続とした。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》
	事業内容の見直しや補助金額について、社会福祉協議会と協議を行っていく。		

社会福祉協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第87号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱（平成19年薩摩川内市告示第106号）第2条の表に掲げる社会福祉協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 社会福祉協議会運営補助金に係る補助事業等は、協議会の円滑な運営により地域福祉事業の充実が図られるものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 社会福祉協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 社会福祉協議会運営補助金は、組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付する。

(交付の申請)

第5条 社会福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第3条第3項の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 社会福祉協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、社会福祉協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 社会福祉協議会運営補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 社会福祉協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、自主事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 社会福祉協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 社会福祉協議会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。